

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

井上 伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第6号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、「職員」の次に「又は職員以外の者」を加える。

第2条第1号中「離れて」の次に「旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて」を加える。

第3条第1項中「場合」の次に「又は職員以外の者が広域連合の依頼に応じ、出張した場合」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1項の規定により、職員以外の者が出張した際に支給する旅費については、この条例による職員の旅費との均衡を考慮し規則で定める。

第16条第2項中「20円」を「22円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。